第七百六十七条から第七百八十九条までを次のように改める。

（公差）

第七百六十七条　電気計器が変成器とともに使用される場合の公差は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

（変成器の構造及び誤差の検査の方法）

第七百六十八条　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

（省略）

第七百六十九条　前条に定める構造及び誤差の検査の方法のうち比誤差及び位相角の許容差並びに合成誤差の検査以外の検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第七百七十条から第七百七十七条までを次のように改める。

第七百七十条から第七百七十七条まで　削除

第七百七十八条及び第七百七十九条を次のように改める。

（公差の検査の方法）

第七百七十八条　電気計器が変成器とともに使用される場合の誤差が第七百八十七条に規定する公差を超えないかどうかの検査の方法は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

（使用中の変成器の構造及び誤差）

第七百七十九条　使用中の変成器の構造及び誤差は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

第七百八十条を次のように改める。

第七百八十条　削除

第七百八十一条から第七百八十三条までを次のように改める。

（使用中の公差）

第七百八十一条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

（変成器の構造及び誤差の検査の方法）

第七百八十二条　変成器の構造及び誤差の検査の方法は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

（使用中の公差の検査の方法）

第七百八十三条　電気計器が変成器とともに使用される場合の使用中の公差の検査の方法は、日本工業規格Ｃ一七三六一一（二〇〇九）による。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。

（基準適合義務に係る特例）

第二条　この省令の施行前に計量法（以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式に属するこの省令の施行前にした型式の承認の申請に基づきこの省令の施行後に型式の承認を受けた型式に属する電気計器についての法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、法第八十条、第八十二条、第八十六条、第八十九条第二項、第九十五条第一項及び第百一条第二項の規定の適用については、平成二十年二月二十八日までは、なお従前の例による。

（構造に係る技術上の基準に係る特例）

第三条　この省令の施行前に電気計器に係る型式の承認の申請をした者の当該申請に係る法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）に規定する構造に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十二年三月一日

総務大臣　原口　一博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道苫小牧市新開町２丁目２番８号　(81.80) (2)　北海道苫小牧市字勇払159番６号　(57.30)	北緯42度39分43秒東経141度39分10秒の地点と北緯42度37分48秒東経141度42分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県盛岡市玉山区日戸字新田13―65　(870.10) (2)　岩手県盛岡市玉山区薮川字外山28―８　(731.10)	北緯39度48分18秒東経141度15分53秒の地点と北緯39度47分21秒東経141度17分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度47分02秒東経141度18分36秒の地点と北緯39度46分47秒東経141度19分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県盛岡市玉山区日戸字新田13―65　(872.50) (2)　岩手県盛岡市玉山区薮川字外山第一国有林371　(1025.10)	北緯39度48分34秒東経141度16分38秒の地点と北緯39度50分19秒東経141度30分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　岩手県奥州市水沢区真城字宮沢68―３　(119.30) (2)　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根杉土手54―１　(98.20)	北緯39度08分06秒東経141度07分11秒の地点と北緯39度08分59秒東経141度07分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度10分04秒東経141度07分01秒の地点と北緯39度11分21秒東経141度06分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　岩手県奥州市水沢区真城字宮沢68―３　(119.10) (2)　岩手県奥州市水沢区姉体町字橋本13―１　(74.40)	北緯39度05分55秒東経141度07分38秒の地点と北緯39度05分39秒東経141度10分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　岩手県盛岡市玉山区薮川字外山第一国有林371　(1025.50) (2)　岩手県下閉伊郡岩泉町鼠入第６地割字中山58―15　(992.10)	北緯39度50分18秒東経141度30分54秒の地点と北緯39度47分07秒東経141度47分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　岩手県北上市成田22地割254―３　(134.30) (2)　岩手県花巻市上根子字欠端156―２　(132.20)	北緯39度21分09秒東経141度06分43秒の地点と北緯39度21分30秒東経141度06分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度22分22秒東経141度05分38秒の地点と北緯39度22分47秒東経141度05分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域